

令和7年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和7年11月28日提出

富 谷 市

令和7年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷市ユートミヤ条例の制定について・・・・・・・・	1 3
議案第 3 号	富谷市民図書館条例の制定について・・・・・・・・	1 6
議案第 4 号	富谷市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	2 0
議案第 5 号	富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について・・・・・・・・	2 2
議案第 6 号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について・・・・・・・・	2 4
議案第 7 号	富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	2 7
議案第 8 号	令和7年度富谷市一般会計補正予算（第6号）・・・・・・・・	別冊
議案第 9 号	令和7年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）・・・・・・・・	別冊
議案第10号	土地の取得の変更について・・・・・・・・	3 0
議案第11号	第2次富谷市総合計画基本構想の策定について・・・・・・・・	3 2

議案第12号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について・・・・・・・・ 33

議案第13号 財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

議案第 1 号

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第4条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされたために制定するもの。

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所におけ

る安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該

当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、

		バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなけれ

ばならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第91号）及び富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第20号。以下「富谷市特定教育等運営基準」という。）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準及び富谷市特定教育等運営基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び富谷市特定教育等運営基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定さ

れるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富谷市ユートミヤ条例の制定について

富谷市ユートミヤ条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、ユートミヤ（富谷市複合図書館）の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市ユートミヤ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、富谷市複合図書館（ユートミヤ）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 人がつながり、文化と創造性を育む生涯にわたる学びと交流の拠点として、富谷市複合図書館（ユートミヤ）（以下「ユートミヤ」という。）を設置する。

2 ユートミヤの名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。

名称	愛称	位置
富谷市複合図書館	ユートミヤ	富谷市成田一丁目1番地1

3 ユートミヤは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 富谷市民図書館条例（令和7年富谷市条例第 号）により設置する富谷市民図書館
- (2) 富谷市スイーツステーション
- (3) 富谷市児童屋内遊戯施設

4 前項の施設は、相互に連携を図り、総合的に運営するものとする。

(職員)

第3条 ユートミヤにセンター長その他必要な職員を置く。

(利用の制限)

第4条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) ユートミヤの設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他ユートミヤの管理運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第5条 ユートミヤの施設、附属設備、器具等を故意又は重大な過失により損傷し、若しくは滅失した者は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

2 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成21年富谷町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第5条 略 別表（第2条関係） 1～8 略 <u>9 富谷市ユートミヤ条例（令和7年富谷市条例第</u> <u>号）に規定する富谷市複合図書館</u>	第1条～第5条 略 別表（第2条関係） 1～8 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

議案第 3 号

富谷市民図書館条例の制定について
富谷市民図書館条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、富谷市民図書館の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市民図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、富谷市民図書館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法及びユネスコ公共図書館宣言の精神に基づき、市民が知識、情報及び文化を享受し、交流と対話を促進する生涯学習の拠点として、富谷市民図書館（以下「市民図書館」という。）を設置する。

2 市民図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市民図書館	富谷市成田一丁目1番地1

(分館の設置)

第3条 市民図書館に分館を置くこととし、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
富谷市民図書館富谷分館	富谷市富谷西沢13番地
富谷市民図書館富ヶ丘分館	富谷市富ヶ丘三丁目1番28号
富谷市民図書館東向陽台分館	富谷市明石台一丁目1番地
富谷市民図書館あけの平分館	富谷市あけの平二丁目22番地14
富谷市民図書館日吉台分館	富谷市日吉台二丁目22番地15

(職員)

第4条 市民図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(市の出版物の納入)

第5条 市（行政委員会及び教育機関を含む。）において発行する出版物及び資料は、市民図書館に無償で納入しなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 市民図書館の設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

(4) その他市民図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定により、富谷市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、8人以内とする。

3 協議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(機器利用の実費徴収)

第8条 規則で定める機器を利用する者は、当該機器について、別に規則で定める額を納入しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年富谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
第1条～第6条 略				第1条～第6条 略			
別表（第2条, 第3条の2関係）				別表（第2条, 第3条の2関係）			
非常勤特別職報酬				非常勤特別職報酬			
(単位：円)				(単位：円)			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
略	略	略	略	略	略	略	略
協働のまちづくり推進審議会		略	略	協働のまちづくり推進審議会		略	略
<u>図書館協議会</u>	<u>会長</u>	<u>月額</u>	<u>6,000</u>				
	<u>委員</u>		<u>5,800</u>				

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

議案第 4 号

富谷市手数料条例の一部改正について

富谷市手数料条例（平成12年富谷町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

郵送請求に係る証明書の支払いにキャッシュレスサービスを導入するため、所要の改正を行うもの。

富谷市手数料条例の一部を改正する条例

富谷市手数料条例（平成１２年富谷町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条・第２条 略 （徴収の時期等） 第３条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に徴収する。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> ２ 略 第４条～第７条 略	第１条・第２条 略 （徴収の時期等） 第３条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務についての申請の際に徴収する。 ２ 略 第４条～第７条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年富谷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第6
3号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
富谷町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条～第１１条 略 (虐待等の禁止) 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、 <u>法第３３条の１０第１項</u> <u>各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。 第１２条の２～第２１条 略	第１条～第１１条 略 (虐待等の禁止) 第１２条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、 <u>法第３３条の１０各号</u> <u>_____</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。 第１２条の２～第２１条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年富谷町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行		
第１条～第１１条 略 （虐待等の禁止） 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第３３条の１０第１項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第１３条～第１６条 略 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条 略 ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であつて、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	第１条～第１１条 略 （虐待等の禁止） 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第３３条の１０各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第１３条～第１６条 略 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第１７条 略 ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であつて、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当する</u>と認められるときは、<u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>		

改 正 後		現 行
<u>の健康診断</u>		
<u>乳幼児に対する健康 診査</u>	<u>利用乳幼児に対する 利用開始時の健康診 断， 定期の健康診断 又は臨時の健康診断</u>	
3・4 略		3・4 略
第18条～第49条 略		第18条～第49条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 7 号

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年富谷町条例第20号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の
運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)等の一部改正に伴い、所要の改正を
行うもの。

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年富谷町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 略 (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第4項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(28) 略 第3条～第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「<u>認定こども園法</u>」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) 略 (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(28) 略 第3条～第14条 略 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「<u>認定こども園法</u>」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携

改 正 後	現 行
型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略 第16条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第53条 略	型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) 略 2 略 第16条～第24条 略 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____ _____ _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第53条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

土地の取得の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、令和5年11月30日議会の議決を得た総合病院候補地用地の取得について、下記のとおり変更が生じたため、その変更について議会の議決を求める。

記

- 1 所在地 富谷市明石台東土地区画整理事業45B1Lほか56筆
(令和6年8月30日付けの同事業の換地処分公告により、現在の所在地は「富谷市明石台10丁目45番地1ほか56筆」。)
- 2 面積 45,411.61平方メートル
- 3 取得価格 1,400,494,028円也
- 4 契約の相手方 変更前 [REDACTED]
[REDACTED] ほか69人、法人3者
変更後 [REDACTED]
[REDACTED] ほか68人、法人3者

令和7年11月28日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

総合病院用地の契約の相手方に変更があったため。

相手方一覧

	所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
	住所	氏名				
変更前			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B1 L ほか 4 筆	宅地	略	略
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B6 L	宅地		
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B6 L	宅地		
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B6 L	宅地		
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B57 L	宅地	略	
変更後			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B1 L ほか 4 筆	宅地	略	略
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B6 L	宅地		
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B6 L	宅地		
			富谷市明石台東土地区 画整理事業 45B57 L	宅地	略	

議案第 11 号

第 2 次富谷市総合計画基本構想の策定について

第 2 次富谷市総合計画基本構想を別冊のとおり策定したいので、議会の議決すべき事件に関する条例（平成 28 年富谷町条例第 31 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

現行の総合計画の計画期間終了及び諸情勢の変化に伴い、第 2 次総合計画基本構想を新たに策定するもの。

議案第 12 号

宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

宮城県市町村職員退職手当組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することとするに伴い、同組合理約を変更するもの。

宮城県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規程

宮城県市町村職員退職手当組合理約（昭和 37 年規程第 3 号）の一部を次のように変更する。

第 8 条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 10 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第7条 略	第1条～第7条 略
第8条 削除	(議員報酬) 第8条 組合の議員には、議員報酬を支給しないものとする。
第9条 略 (組合長、副組合長及び会計管理者)	第9条 略 (組合長、副組合長及び会計管理者)
第10条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者それぞれ1人を置く。	第10条 組合に組合長、副組合長及び会計管理者それぞれ1人を置く。
2 組合長及び副組合長は、組合市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。	2 組合長及び副組合長は、組合市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。
3 組合長に事故あるとき、又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。	3 組合長に事故あるとき、又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。
4 副組合長にも事故があるとき、又は副組合長も欠けたときは、組合長の補助機関である職員のうちから組合長の指定する職員がその職務を代理する。	4 副組合長にも事故があるとき、又は副組合長も欠けたときは、組合長の補助機関である職員のうちから組合長の指定する職員がその職務を代理する。
5 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。	5 組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。 6 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。
第11条～第21条 略	第11条～第21条 略
別表第1 略	別表第1 略
別表第2 略	別表第2 略

議案第 13 号

財産の取得について

富谷市複合図書館の利用環境の充実を図ることを目的として、下記の財産を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年富谷町条例第 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 富谷市複合図書館用製作家具等一式
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得価格 一金 63,800,000 円也
- 4 取得の相手方 徳島県徳島市八万町中津山 4-193
株式会社チェリア
代表取締役 小坂博信

令和 7 年 11 月 28 日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

富谷市複合図書館の利用環境の充実を図ることを目的として、テーブルほか製作家具等一式を取得するもの。

1. まちづくりの将来像・基本理念

(1) まちづくりの将来像

本市は、昭和 38（1963）年の町制施行以降、平成 28（2016）年の市制施行を経て、60 年以上、着実な人口増加を続けてきました。

市制施行した平成 28（2016）年度に「富谷市総合計画」を策定し、10 年間、快適で利便性の高い住宅地の整備や子育て支援、学校教育の充実などに取り組み、住み良い居住環境を創出することにより、多くの方々から生活の場として選ばれ、市民の皆さんが幸福で生き生きと暮らし、発展し続ける富谷を創造してきました。これからも市民の声を大切にして、市民や地域、企業など、多様なつながりによる「オールとみや」の体制で、『住みたい』『住んでよかった』と、誰もが思うまちを目指します。

これまでのまちづくりの成果を更に高めるため、前計画を継承する形で、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度を計画期間とする「第 2 次富谷市総合計画」の将来像を次のとおり定めます。

住みたくなるまち日本一
～ 100 年間ひとが増え続けるまち ～

(2) 基本理念

将来像の実現に向け、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

市民が主役のまちづくり “市民力”を発揮して、誰もが住み良い富谷へ

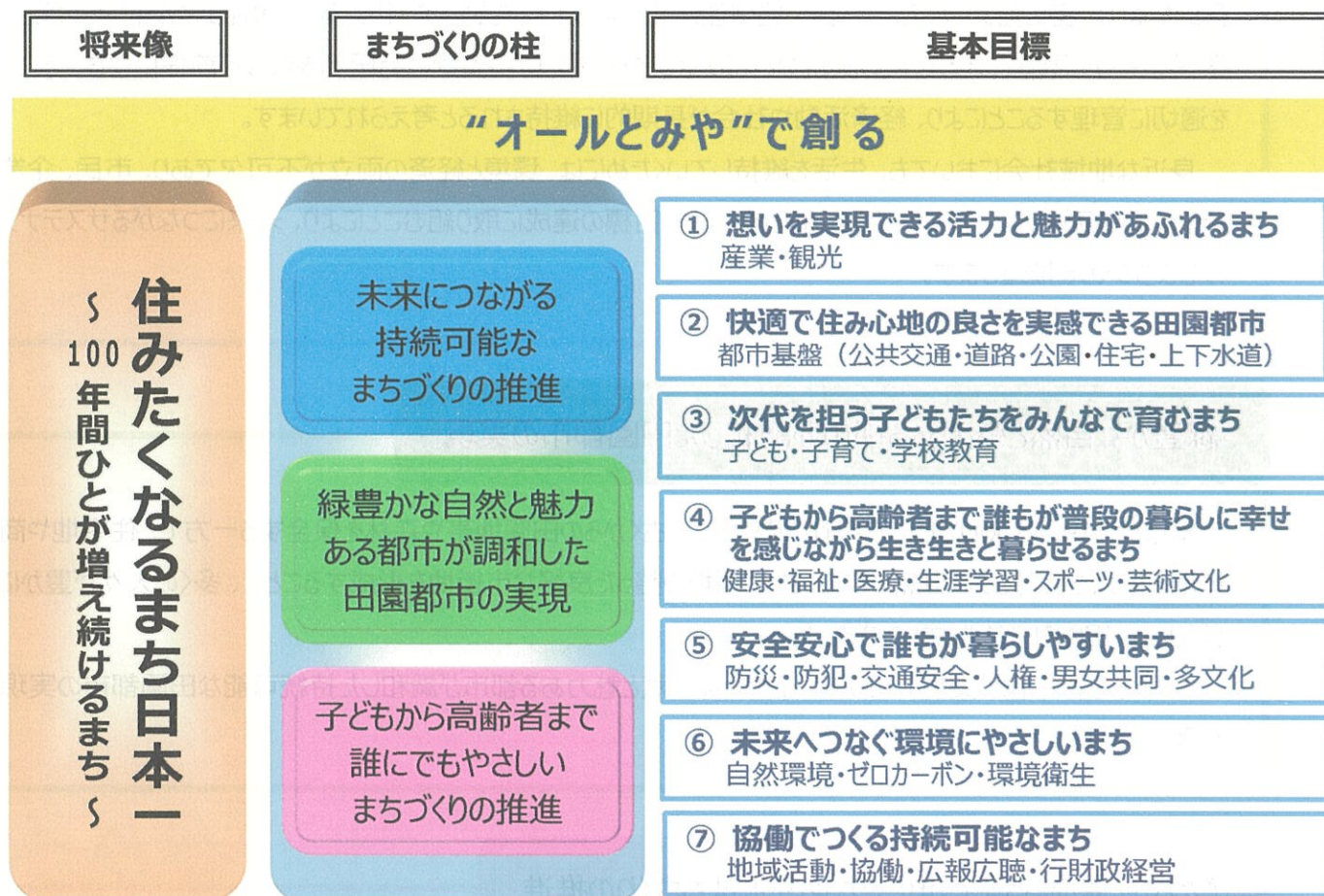
市民が想いや誇りを持って様々な活動に生き生きと取り組み、幸福に暮らすには、「市民のために、市民と共に、市民が主役のまちづくり」を行うことが重要です。市民が持つ能力を生かし、その市民力を発揮できる場が数多く存在することで、まちが活力にあふれ、市民はもとより、本市を訪れる人々にとっても魅力的なまちになります。

本市では、市民活動が活発に行われていることにより、新たな人と人とのつながりが生まれ、多様な主体による協働の取組が広がるなど、まち全体が活気づいており、その「市民力の高さ」は本市の一番の強みになっています。

今後も、新たな「市民力」を掘り起こし、育みながら、市民力が発揮されるよう、行政は環境の整備などに取り組み、市民の皆さんの活動をサポートします。

2. まちづくりの柱・基本目標

令和8年度に市制施行から10年を迎えるという次のステージに向けて、本市の強みである「市民力」を生かしながら、世代や立場を超えた多様な人々がつながる「オールとみや」の体制で、「持続可能なまちづくりの推進」、「田園都市の実現」、「誰にでもやさしいまちづくりの推進」をまちづくりの柱に、誰もが「住みたくなる」、そして「住んで良かった」、将来にわたって「住み続けられる」サステナブルなまちづくりを進めていきます。



2. まちづくりの柱・基本目標

以下の3つをまちづくりの柱に、将来像の実現に向けてまちづくりを進めます。

未来につながる持続可能なまちづくりの推進

持続可能なまちづくりとは、誰もが安全で快適に暮らし続けられる都市やコミュニティを実現するものです。具体的には、災害に強いインフラの整備や地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーへの転換、多様な人々が共生できる社会の実現などの取組があります。環境資源は有限であるという前提に立ち、それらを適切に管理することにより、経済活動や社会が長期的に維持されと考えられています。

身近な地域社会においても、生活を維持していくためには、環境と経済の両立が不可欠であり、市民、企業、行政などが協働して、本市が掲げる将来像や基本目標の達成に取り組むことにより、未来につながるサステナブルなまちづくりを推進します。

緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した田園都市の実現

本市は、49.18 km²のコンパクトな市域の中に、古くからの田園地帯や森林を保全する一方で、住宅地や商業地を拡大させ、豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる、田園都市を形成してきました。

これからも将来像の実現に向けて、緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した持続可能な田園都市の実現を目指します。

子どもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの推進

本市では、「子どもはまちの宝」として、子どもの権利を守り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指して、平成30（2018）年に「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。子どもの目線で物事を考え、子どもも大人と一緒にまちづくりを行う主体・当事者として、子どもの意見を市政へ反映するなど、全庁挙げて「子どもにやさしいまちづくり」を進めています。

また、高齢者も障がい者も、誰もが地域の一員として、役割を持ち、地域で助け合い、支え合いながら、地域課題の解決に取り組むことができるよう、地域福祉を推進する地域力の向上や、誰もが安心して生活できる環境の整備など、「みんなで地域を守り育み、支え合うまちづくり」を進めてきました。

今後も、より一層市民と共に「子どもにやさしいまちづくり」と「地域で支え合うまちづくり」を推進し、市民の声や想いをまちづくりに生かしながら、子どもから高齢者まで誰もが幸せを感じ生き生きと暮らせる、誰にでもやさしいまちを目指します。

2. まちづくりの柱・基本目標

基本目標 1 想いを実現できる活力と魅力があふれるまち 産業・観光

市民が身近な地域で働き、豊かな暮らしが実現できるよう、誰もが市内で働きたくなる多様な企業の誘致を積極的に展開し、魅力ある雇用の創出を図ります。

併せて、地域性を生かした起業・創業や新規就農にチャレンジしやすい環境づくりを進め、「何かを始めたい・何かをつくりたい」という想いを実現できる活力があふれるまちを目指します。

また、豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を生かした富谷ならではの観光スポットの充実を図るとともに、新たな特産品の開発などによる本市のブランド価値向上に取り組みます。

富谷の魅力を積極的に発信し、市民には「住み続けたい、帰ってきたい」、市外の方には「また来たい、住んでみたい」と思ってもらえる、魅力あふれるまちを目指します。

▶ 施策

- (1) 産業創出
- (2) 農業振興
- (3) 地域ブランド創出
・観光

基本目標 2 快適で住み心地の良さを実感できる田園都市 都市基盤（公共交通・道路・公園・住宅・上下水道）

本市は豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる田園都市を形成してきました。

緑豊かな環境と利便性を併せ持っていることが本市の大きな特徴であり、これからも自然との調和を図りながら、計画的な市街地の開発と魅力向上に取り組みます。

また、市民の日常的な移動手段として重要な役割を担う公共交通は、新たな基幹公共交通システムの整備検討や、利用者のニーズに対応した市民バスの運行など、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通サービスの実現を目指します。

併せて、快適で住み心地の良い住宅地の整備や移動しやすい道路ネットワークの充実・強化を図り、日常生活の利便性と安全性の向上を図ります。加えて、安全・安心な水の安定供給と衛生的な水環境を維持するため、適切な上下水道施設の維持管理に取り組むなど、都市基盤の更なる充実を図ります。

▶ 施策

- (1) 土地利用
- (2) 公共交通
- (3) 道路
- (4) 公園・住宅
- (5) 上下水道

2. まちづくりの柱・基本目標

基本目標3 次代を担う子どもたちをみんなで育むまち 子ども・子育て・学校教育

富谷の大切な宝・財産である子どもたちが幸せでいることや、あふれる笑顔には、多くの人を幸せにする力があります。すべての子どもたちが幸せを感じ、夢と希望をもって健やかに成長できるよう、市全体で子どもたちを支えます。

そして、子どもの権利が保障され、まちの活動に活発に参加できるよう、子どもの意見を市政へ反映させるとともに、子どもの目線を大切にしながら「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。加えて、若者や子育て世帯が安心して、結婚・妊娠・出産・子育てが行えるよう切れ目のない支援と子育て環境の充実を図り、親子のウェルビーイングが向上する「子育てにもやさしいまち」を目指します。

また、本市の学校教育の特徴である学び合いの学習や調べる学習の推進、ICTの活用、国際理解教育などの時代に即した学びや多様な学びの場の提供により、子どもたちの自ら学ぶ力と確かな学力を育みます。

併せて、家庭・地域・学校・行政が連携した学校づくりに取り組み、豊かな心と富谷への愛着を育みます。

▶ 施策

- (1) 子どもにやさしいまちづくり
- (2) 子育て環境
- (3) 子育て支援
- (4) 教育環境・教育・学び
- (5) 青少年健全育成

基本目標4 子どもから高齢者まで誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らせるまち 健康・福祉・医療・生涯学習・スポーツ・芸術文化

誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らすためには、みんなで地域を守り、育み、支え合うことができる環境づくりが大切です。将来にわたって住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、人と人がつながり、誰もが困った時に相談できる「みんなにやさしい、愛のある共生のまちづくり」に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで、誰もが必要に応じた医療・介護・生活への支援などを受けることができる包括的な体制の充実を図ります。

居場所があることや、自分の力を発揮できる場所があることは、幸せを実感するために重要な要素です。誰もが生涯を通じて学ぶことができる機会や世代間が交流する機会などを充実することで、心と体の健康維持や地域で暮らす活力の創出に取り組みます。

▶ 施策

- (1) 地域共生
- (2) 健康・保健
- (3) 高齢者支援
- (4) 障がい者支援
- (5) 医療
- (6) 生涯学習
- (7) スポーツ
- (8) 芸術・文化

2. まちづくりの柱・基本目標

基本目標5 安全安心で誰もが暮らしやすいまち 防災・防犯・交通安全・人権・男女共同・多文化

気候変動に伴い頻発する大雨や暴風、猛暑などの自然災害や大規模地震の発生などから市民一人ひとりの生命と暮らしを守るため、市民への情報発信を継続するとともに、市民の防災意識の向上や、自助・共助・公助を着実に進め、市民・地域・行政・関係機関が連携して防災対策の充実を図ります。

また、地域での見守り活動などを通じて、犯罪や交通事故の無い安全・安心な地域づくりを推進します。

年齢・性別・国籍などにかかわらず、互いの人権や多様性を尊重し、支え合い、共に暮らすことができる共生の地域づくりに取り組み、誰もが暮らしやすいまちを目指します。

▶ 施策

- (1) 防災・救急・消防
- (2) 防犯・交通安全・消費生活
- (3) 人権尊重・男女共同
- (4) 多文化共生

基本目標6 未来へつなぐ環境にやさしいまち 自然環境・ゼロカーボン・環境衛生

本市の良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、継続的に市民への普及啓発活動に取り組むことにより、市民一人ひとりの地球環境問題に対する意識の向上や、生物多様性への理解促進を図り、自然との共生を目指します。

ゼロカーボンの実現に向けて、市民・企業などのあらゆる主体と連携・協力し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、電気・燃料電池自動車の普及等に取り組めます。

併せて、再生可能エネルギーや水素エネルギーなど、地域で必要なエネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」の取組を推進します。

また、ごみの排出抑制と再資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

本市の豊かな自然環境や美しい田園風景を守り、都市機能と調和した、緑や季節の彩りを身近に感じることができる、環境にやさしく、富谷らしい田園都市を目指します。

▶ 施策

- (1) 自然環境
- (2) ゼロカーボン
- (3) エネルギーの地産地消
- (4) ごみ対策
- (5) 生活環境

2. まちづくりの柱・基本目標

基本目標7 協働でつくる持続可能なまち 地域活動・協働・広報広聴・行財政経営

市民が必要としている情報や、市が知ってほしい情報を効果的に伝えるなど、開かれた市政を推進することにより、富谷をさらに知り、富谷を愛する市民を増やします。

市民一人ひとりが市への愛着や地域への誇りを持ち、地域の課題を自分ごととして捉えることで、市民が主体的に活動し、市民力を発揮することができる「市民が主役のまち」を目指します。

併せて、市民の意見を市政に反映できるよう、これからも市民の声を大切に、市民と共にまちづくりに取り組みます。

今後も複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市民との協働や産官学の連携はもとより、多様な主体による協働を推進し、オールとみやの体制で様々な施策に取り組む持続可能なまちを目指します。

また、限られた経営資源を効率よく有効に活用した施策の実施や変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を図るなど、持続可能で安定した行政サービスを提供します。さらに、各分野においてDXを取り入れ、市民サービスの向上や効率的な行政経営に取り組みます。

▶ 施 策

- (1) 地域活動・市民活動
- (2) 市民参加・広報広聴
- (3) 官民連携・多様な協働
- (4) 行財政経営

3. 将来人口・人口フレーム

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

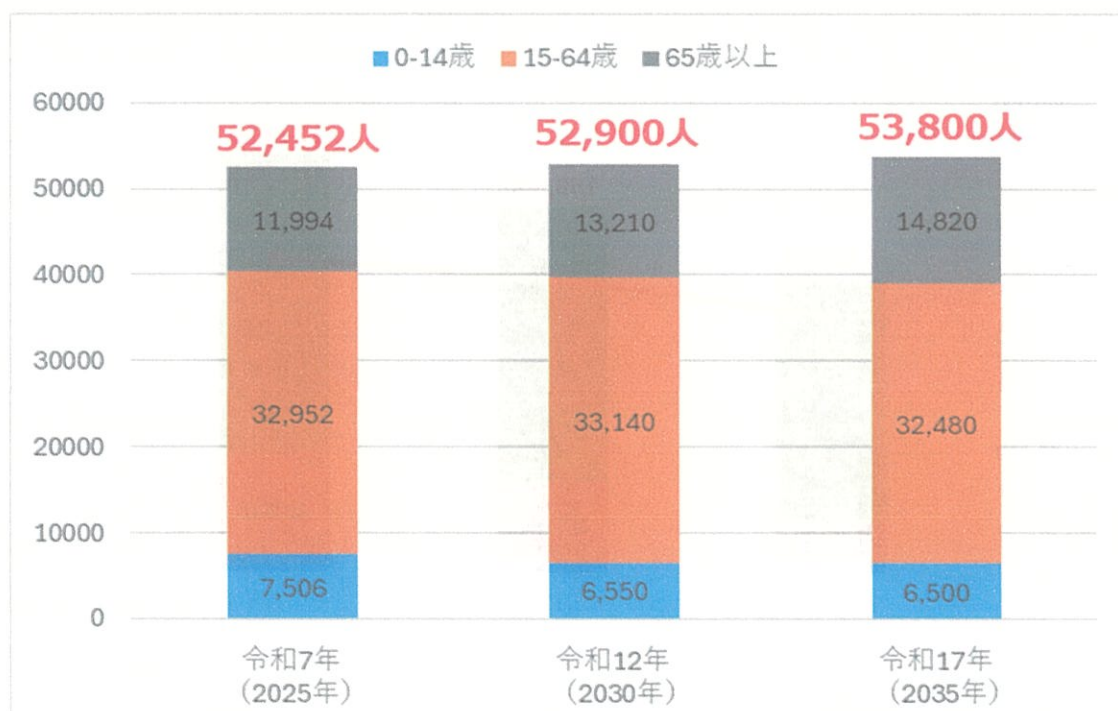
国内の人口が緩やかに減少する中で、本市は、仙台都市圏に位置する地理的優位性と豊かな生活環境を生かしたまちづくりを推進することにより、人口が増加してきました。

本市においても少子高齢化が進行しており、新たな市街地形成に基づいた優良宅地の供給や積極的な子育て施策の推進、そして企業立地の推進など産業振興による豊かな地域経済と多様な雇用環境の整備により、若い世代の転入促進を図ることを通じて人口増加を目指します。

また、まちづくりの柱とする「緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した田園都市の実現」に向けて、貴重な自然環境への影響に配慮しつつ、新たな住宅の供給による人口増加と、既存団地の有効利用による人口維持に努めることで、将来像の実現を目指します。

本市では、こうした各種施策を展開することで着実な人口増加を目指し、まちづくりの将来像として掲げる「住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち～」を実現するため、令和42（2060）年の目標人口を60,000人と設定します。

人口フレームは、本総合計画施行5年後にあたる令和12年の目標人口を「52,900人」、10年後にあたる令和17年の目標人口を「53,800人」と設定し、前期計画の5年間で約450人、後期計画の5年間で約900人の人口増加を目指します。



※令和7年は住民基本台帳に基づく実績値、令和12年及び令和17年は目標値。

4. 産業経済フレーム

本市では、基本目標の1つとして「想いを実現できる活力と魅力があふれるまち」を掲げています。多様な産業の誘致や育成を通して、魅力ある就労の場と雇用環境を創出し、市内就労者割合の拡大と市民一人あたりの所得の向上を目指すとともに、市内での経済活動の好循環を促すことで市民が豊かさを実感できるまちを目指します。

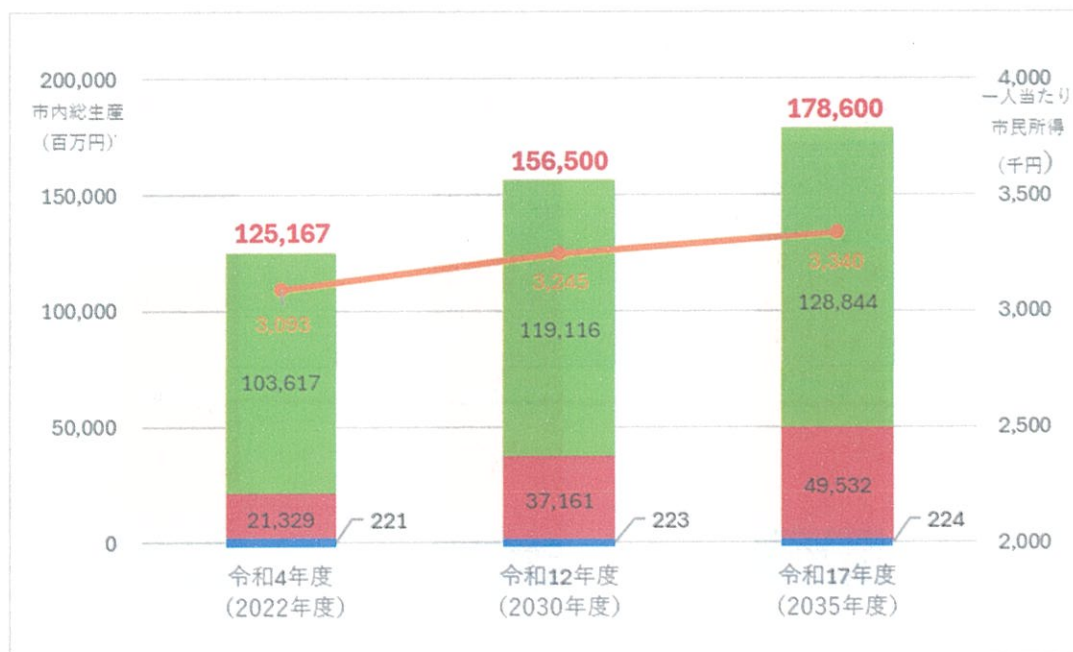
第一次産業に関しては、特産品のブランド化とスイーツ等による販路の拡大などを通して農業生産者の収入増を促すことで、若い担い手を確保・育成しながら、生産額と従事者数の維持を目指します。

第二次産業に関しては、積極的な企業誘致により優良企業の立地を促進しながら、地元雇用者数の増加と市民一人あたりの所得向上を目指します。また、起業支援などを通して新たな産業を創出するなど、今後の市内経済活性化を牽引する産業への支援を図ります。

第三次産業に関しては、小売業、サービス業を中心に、今後も人口増加ペースに合わせた商業の成長を促進するとともに、10年後に53,800人の人口を目指す本市にふさわしい、付加価値の高い地元サービス産業を育成し、経済的にも都市機能的にも豊かさを実感できるまちの創造を目指します。

産業経済フレームは、本総合計画施行5年後にあたる令和12年度の目標市内総生産額を「1,565億円」、10年後にあたる令和17年度の目標市内総生産額を「1,786億円」と設定し、前期計画の5年間で約313億円、後期計画の5年間で約221億円の増加を目指します。

また、本市の一人あたり市民所得は令和4年度が309万3千円で、仙台市に次ぐ宮城県内第2位に位置しています。10年後の令和17年度においても宮城県内上位2位以内の豊かさを誇ることを目標に掲げます。



■ 第一次産業総生産額 ■ 第二次産業総生産額 ■ 第三次産業総生産額 ● 一人あたり市民所得

※令和4年度の「市内総生産額」及び「一人あたり市民所得」は、宮城県市町村民経済計算に基づく実績値

※令和12年度及び令和17年度は、総合計画の戦略的施策展開による経済効果を期待して推計した目標値

5. 土地利用

■土地利用の基本理念

本市のまちづくりの将来像として掲げている「住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち～」の実現に資するため、市土は市民のための限られた資源・財産として認識し、公共の福祉を最大に優先します。

また、田園都市として、緑豊かな自然や農地などとの調和を図りながら、バランスの取れた都市機能の配置を進め、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる持続可能な市土の形成を図ることを基本理念とします。

■土地利用の基本方針

（１）適切な市土管理と機能的なまちづくりを実現する市土利用

自然的・社会的・文化的・歴史的諸条件を十分考慮し、森林、農地、宅地等相互の土地利用転換について、市土の有効利用と土地利用転換の適正化を図りながら、計画的かつ慎重に行います。

さらに、市土の利用目的に応じた区分に対応する土地需給量の調整を行い、市土の質的な向上を図ります。

（２）自然環境と景観等の保全・創出・活用によるバランスの取れた市土の形成と利用

住宅地や工業地などの都市的土地利用については、自然環境や生物多様性に配慮し、低・未利用地等の有効利用を促進し、計画的に良好な新市街地の形成を図ります。

また、農地、森林、河川などの自然的土地利用については、食料や林産物の供給の基礎的な基盤として農地の利用集積等を推進します。そして、市民のみならず、広く共有する財産として維持・保全に努め、災害に強く、自然と調和したバランスの取れた持続可能な市街地の整備を促進します。

（３）安全安心を実現する市土利用

東日本大震災等の地震のみならず、近年各地で甚大な被害を及ぼしている台風、集中豪雨などの災害に対しては、防災拠点の確保とともに、各種ライフラインの多重化・多元化、災害に強い市土及び市街地形成を進めます。

また、農業や森林の持つ市土保全機能の向上及び水系の総合的管理を進めるなど、市土の安全性を総合的に高めることで、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる市土の形成を図ります。

（４）複合的な施策の推進と市土の選択的利用、ネットワーク型都市構造の形成

自然と調和した防災・減災の促進等、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進し、市土に多面的な機能を発揮させることで土地の利用価値を高め、広域的な視点から各地域のバランスのとれた都市機能の配置を進めます。

また、拠点間の有機的・機能的な連携のもとに、コンパクトかつネットワーク型の都市構造の形成を図ります。

5. 土地利用

(5) 多様な主体と連携した市土利用

本市では市民・団体による自然環境保護や景観保全などの取組が進められています。

適正な市土利用・管理を推進するに当たっては、市民や民間企業の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を推進します。